

「多様性」に開かれた共和国

——A. ルノーの応用政治哲学——

北 川 忠 明

第三共和政期に確立したフランス「共和国モデル」が大きな変容期を迎えていることは夙に論じられてきた。フランス「共和国モデル」と言えば、通常、「法の下での平等、主権の担い手としての市民（シトワイヤン）の個人への還元、フランス国民の単一不可分性、非宗教性または政教分離」等の要素が挙げられる¹⁾。ジャコバン的という形容語がつく場合には、厳格な公私の分離に基づいて、公共空間から特殊の要素を排除し、さらに、中間集団に敵対的で、国家と個人が直接対峙する構造を創出しようとする志向性を挙げることができる。ただし、P. ロザンヴァロンによれば、第三共和制期には、中間集団への敵対的性格を緩和し、「改革された共和国モデル」または「修正された共和国モデル」として確立する²⁾。

もちろん、「共和国モデル」が「共和国モデル」である限り、ロザンヴァロンが言う「一般性の政治文化」と単一不可分性の原則は持続しているのであるが、今日問われているのは「改革された共和国モデル」が、「多様性 *diversité*」に開かれた共和国へと更なる修正あるいは変容が可能か、ということである。このような課題を提起している一つの要因が、植民地帝国の遺産とも言える定住移民の統合問題であることは言うまでもなからう。

本稿では、R. アロンの政治的リベラリズムの系譜を引く政治哲学者の代表的人物の一人 A. ルノー（1948～）の最近の著作に焦点を絞り、「多様性」に開かれた共和国へのフランス「共和国モデル」の変容がどのようにして可能なかを考察する際の手がかりとしたい。

1) 宮島喬『移民社会フランスの危機』（岩波書店、2007年）第2章参照。

2) P. Rosanvallon, *Le modèle politique français*, Seuil, 2004.

なお、ごく大づかみにルノーのこれまでの歩みを述べておけば、1970年代はハイデッガー哲学の近代批判に関する研究から入り、カントとフィヒテの研究へと哲学の古典研究へと歩を進めた後、1980年代にはL.フェリーとの共著『68年の思想』及び『68年—86年 個人の道程』に象徴されるように、ポストモダン思想を批判して、近代ヒューマニズムと人権の思想を擁護しつつ共和主義思想の再構築を志向する。1990年代は、J.ロールズの『正義論』(1971年)をめぐるリベラルとコミュニタリアンの論争の成果を摂取しつつ、多文化主義や「差異の政治」あるいは「承認の政治」(C.テイラー)の問題提起に対応して、個人の権利としての「文化権」の確立を提言し、政治的リベラリズムの「現代化」を図りつつ、「共和国モデル」の改革を模索した時期であると言える。この時期の代表作が『アルター・エゴ—民主主義的アイデンティティのパラドクス』(1999年)である³⁾。

この後、21世紀に入って、ルノーは、実際的な問題への政治哲学の応用への志向性をさらに強め、「応用政治哲学 *La philosophie politique appliquée*」のジャンルを開拓しつつあるのであるが、そこからフランス「共和国モデル」や「社会モデル」の改革を論じている。本稿で取り上げるのは、この近年のルノーの歩みである。文献としては、『公正な政治とは何か』⁴⁾(2004年)、『自由な人民とは何か』⁵⁾(2005年)、『平等と差別』⁶⁾(2008年)、『多様性のヒューマニズム—アイデンティティの脱植民地主義化』⁷⁾(2009年)等である。

1. A. ルノーの応用政治哲学—公正な政治の探求

ルノーは、『公正な政治とは何か—最良の体制についての試論』を書いた第

3) 以上については、拙稿「政治的リベラリズムと文化権—A.ルノー」(三浦信孝編『来るべき〈民主主義〉』、藤原書店、2003年)を参照されたい。

4) A.Renaut, *Qu'est-ce qu'une politique juste?; essai sur la question du meilleur régime*, Éditions Grasset & Fasquelle.

5) A.Renaut, *Qu'est-ce qu'un peuple libre, libéralisme ou républicanisme*, Bernard Grasset, 2005.

6) A.Renaut, *Égalité et discriminations, un essai de philosophie politique appliquée*, Seuil, 2007.

7) A.Renaut, *Un humanisme de la diversité, essai sur la décolonisation des identités*, Flammarion, 2009.

一の契機は、2002年の大統領選挙だと言う。周知のように、この大統領選挙では極右ルペン候補が第二回投票への進出をみたのであるが、これが「政治についての論争の指標を混乱」させることになった。第二の契機はグローバリゼーションの進展とネオ・リベラリズムである。これは、「政治意識を構造化してきたクリーヴィッジを融解」させている。このような政治の方向感覚の狂いを前にして、左派も右派も有効な再構築の方向性を見出せないでいる。ルノーによれば、フランス左派においては、M. ロカールやJ. ドロールのように左派の中に「開かれた社会の要請」（政治的デモクラシーと市場経済）に合致した思考を導入しようとした指導者がいたとしても、全体としてはまだマルクス主義的図式を払拭できていない。そして、2002年の大統領選挙におけるジョスピンの敗北は、左派の混迷を深めるばかりでそこから抜出す兆しは見えていない。他方、ネオ・リベラリズムへの傾斜を見せる右派も政治の明確なヴィジョンを持ち得ないでいる。人民の未来を決定するのは市場経済であり、その管理は政府の手を逃れているという信念に立っているからである。この見方からすれば、問題は「最良の政治体制」の探求ではなく、グローバル・システムのガバナンスだとされる。

しかし、ルノーによれば、グローバリゼーションの展開とともに、国家の機能の縮小や、統治からガヴァナンスへの変容が見られるものの、国家の介入領域は残されている。したがって、「最良の政治体制」の探求が無意味になっている訳ではない。これまでの政治哲学の重要テーマであった「最良の政治体制」についての問いは「政治的正義」への問いと結びついていたが、主権の帰属または権力の配分の問題に関しては人民主権が確立した今日でも、そして、社会主義体制の崩壊を見た今日でも、「社会的正義」をリベラリズムの基盤にどのように組み込むかは依然として問題である。あるいは、今日では「最良の政治体制」についての問いは「社会的正義」についての問いである。その際の出発点となるのはロールズの『正義論』であり、「一般政治哲学」は、ロールズの『正義論』が切り開いた地平上で「応用政治哲学」へ移行することが必要であるというのである。

フランス政治哲学の現況については、宇野重規『政治哲学へ』⁸⁾に詳しいが、ルノーは、政治的リベラリズムの立場から応用政治哲学の開拓によって政治哲学の復権を果たそうとしているのである。フランスでは、米ソ冷戦期にR. アロンのように政治的リベラリストは右派の側に位置づけられることが多かったが、実際には、政治的リベラリズムは、右派にも左派にも明確には属さない独立の立場であり、ルノーの場合は(リベラル)左派に対するシンパシーが強いことにも留意しておかなければならない。

第一部では、リベラリズムと社会主義をめぐる古典的テーマをとりあげ、「社会的正義」の問題を政治的リベラリズムの視点から再検討する必要性を、マルクス派社会主義とネオ・リベラリズムを批判しながら論じている。

言うまでもなく、J. ロック以来のリベラリズムは、私的所有権と市場経済を原理的に承認するが、各人の生存権を侵害するような所有の蓄積と独占を不当なものと考えてきたし、経済的リベラリズムの効果の制限の必要性を認めていた。したがって、生存権と所有へのアクセスを万人に保障するにはどうすれば良いかという形式で、「社会的正義」への問いを本来内蔵していた。

これに対して、マルクス主義的社会主義は、諸権利の平等は物質的平等を伴わなければ「形式的平等」にすぎないとして、正義を「実質的平等」の実現に求め、国家をそのための審級とする。マルクス主義はこれを徹底して、正義の実現を資源と所得の分配の問題から価値の生産の問題に移動させ、所有の社会化による平等の実現を主張した。しかし、その結果として実現される社会が、「透明な」民主的社会なのか、全面的に管理された社会なのか問うことをしなかった。さらに、マルクス主義的社会主義は、例えばサン・シモン派における「能力に応じた配分」の主張のような、「社会的正義」の問題を、階級に分裂した社会において問うことは無意味だと考え、社会改良主義を批判しただけではない。共産主義社会においては、「各人には能力に応じて労働を、必要に応じて配分を」という原則が確立すると考えることにより、正義への問いが無意味になると考えたのである。こうして、マルクス主義は正義への問いを拒否す

8) 宇野重規『政治哲学へ—現代フランスとの対話』(東京大学出版会, 2004年)。

る。

他方、F.A. ハイエクやR. ノージックのようなネオ・リベラリズムにおいては、市場への国家の介入は忌避され、国家による社会的正義の実現は「蟹気楼」だと退けられる。市場における自己制御的ゲームにおいては、全参加者にとって財の流動性と機会の増大が導かれるのであって、そこには本来不正は存在しない。だから、国家の役割は形式的自由の保護と社会における情報の最大限の流通を可能にする法制度の創出であって、財の再配分のための介入は全体主義への漂流を生み出す。こうして、ネオ・リベラリズムにとって社会的正義は、「幻影」なのである。

マルクス主義もネオ・リベラリズムも、リベラルで民主的な社会における社会的正義の問題を適切に扱わないのである。

そこで、ルノーは、政治的リベラリズムの伝統に戻って、ロールズ『正義論』とりわけ機会の平等と格差原理からなる正義の第二原理を手がかりとしながら社会的正義の問題に取り組むことを応用政治哲学の課題とするわけである。

この『公正な政治とは何か』では、欧州地域語少数言語憲章批准問題やコルシカにおける言語権問題等個別的テーマが論じられているが、本書は基本的には応用政治哲学宣言書の性格を持つものと位置づけてよい。

ところで、マルクス主義的社会主義とネオ・リベラリズムの双方を批判しつつ、政治的リベラリズムの立場から応用政治哲学を開拓するルノーにとって、さけて通れない最重要なテーマは、ルソー＝ジャコバン的とも形容されるフランス「共和国モデル」の改革と、この「共和国モデル」を保守しようとする「教条的共和主義」とも呼ばれる潮流との対峙である。『自由な人民とは何か』を見よう。

2. 共和国モデルのリベラルな改革—自由主義的共和主義に向かって

2004年3月宗教的標章法、いわゆるスカーフ禁止法の制定は、ルノーからすると、フランス「共和国モデル」の基本原^{ライシテ}理である非宗教性の原理主義的方向への変容を意味していた。A. トウレーヌとの対論のなかで、彼はこの立法を

肯定する議論の中に、共和主義の硬化現象を見ている⁹⁾。

『自由な人民とは何か—リベラリズムか共和主義か』は、「自由な人民」の二つの解釈、すなわち、個人権の保護に力点を置くリベラリズムの解釈と、主権行使への参加を強調する共和主義との対立を超えて、リベラルな共和主義の系譜を探求したものである。

ルノーは、「共和国」とそれに伴う理念を最も貴重な遺産であると述べながら、今日では共和国は政治的リベラリズムの諸資源を自己のものにする必要があると言う。そして、ヨーロッパ統合、多文化社会化、経済グローバリゼーションに抗して生起している、1990年代における J. P. シュヴェーヌマンや R. ドゥブレたちに見られる「共和主義的逆流 *le réflexe républicain*」や、さらに、ルノーが「現代リパブリカニスト *républicanistes*」と呼ぶ英米における J. G. A ポーコックたちとは距離をとることを主張する。

そして、この「共和主義的逆流」ともポーコックたち「現代リパブリカニスト」の共和主義論とも異なる、「共和国理念の別の解釈」があるという観点から、共和主義思想の歴史を振り返る。それは、「徳 *vertu*」の問題設定を「迂回」する共和国のありかたを探る試みである。

先ず、共和主義 *res publica* は、アリストテレスにおけるポリテイア *politeia* をローマの思想家がラテン語訳したところから来ているが、ルノーは、アリストテレスにおける共和主義は、「徳」を共和主義思想の中核に据え、共和政をたんに個別利益の総和に還元されない人民の共通利益に合致する体制として、民主政と区別した。市民的徳とは共通利益を志向するものであるから、当然、祖国愛を中心に置いた「徳」は「戦士の *guerrière* 徳」という性格を帯びる。そして、このような志向性を近代において再生させたのが、ルソーである。

ところで、ルノーは、「共和国の発明と市民的徳の問題の定式化との合致」は、「偶然的なもの *fortuit*」であると言う。

共和政ローマの共和主義思想を代表するキケロにおいては、「徳」は重視されながらも、彼の混合政体論は、「徳」の問題設定を「迂回」する試みでもあつ

9) A. Renaut et A. Touraine, *Un débat sur la laïcité*, Stock, 2005.

たからである。そして、「徳」の問題設定を近代において復活させたとされるマキアヴェリにおいても、共和国の維持においては、「徳」と並んで、共和国を構成する諸部分の利害の調整と均衡のメカニズムが重視されていたと述べる。つまり、共和国の維持において、「徳」を重視するよりも、政治機構のメカニズムを重視する系譜があったとするのである。

そして、アメリカ合州国の建国においては、やはり、ロック的自由主義を基礎として、共和国建設が行われたのであって、ルソー・モデルに依拠したフランス共和国よりも堅固な共和国が形成されていたと、フランス・モデルを相対化する。ここで取り上げられるのは、もちろんフェデラリストの思想である。彼らにおいては、統一と同質性を重視する「単一不可分」のフランス・モデルに対して、統一と多様性を和解させることに関心が注がれ、「一にして無限に分割可能な」モデルが目指されている。彼らにおいては、直接民主政と小国をモデルとする古典的共和主義とは異なり、代表制、連邦制の優位が主張される。そして「徳」のテーマがほかさされ、商業も忌避されない。商業はここではモノの交換という狭い意味ではなく、「自由と、この自由を保障する権利の相互承認」を含む広い意味で用いられる。フェデラリストの貢献は、共和国の統一の基礎としての「徳」のテーマをこの意味での「商業」に置き換えた点なのである。そこから、「公民的徳」よりも「正しく理解された利益」が、また倫理よりも知性が重視される。

その後のアメリカ合州国の発展をどう見るかは別問題とされているが、ルノーはここに、「リベラルな共和主義」の道が開かれていたと見る。繰り返すが、ルノーのモチーフは、ポーコックたちがアメリカ建国にいたるまでの「公民的人文主義」の系譜を辿るのに対して、「徳」の問題設定を迂回した「リベラルな共和主義」の系譜を辿るのである。

だから、ルノーから見れば、ポーコックやQ. スキナーたち「リパブリカニスト」の潮流は反リベラリズムに傾斜していると見えるし、この潮流に位置しつつ、最もドグマティックでないP. ペティットにも、反リベラリズムの要素が見られる¹⁰⁾。

周知のようにI. バーリンは、積極的自由と消極的自由とを対置し、後者を選択する。その場合、法規範を課する権力の源泉または起源の問題を軽視するという危険にさらされる。そこで、バーリン以後の政治的リベラリズムは、民主的共同体において積極的自由に一定の地位と役割、機能を回復させようとする。

これに対して、ペティットは、バーリンの行った区別を相対化して、共和主義的自由とは「非-支配 non-domination」を意味するのであって、統制を免れた政治権力への市民の不服従を意味する。そして、その帰結として、参加-自由を重視するのである。

だから、「非-支配」としての共和主義的自由は、やはり非-干渉としてのリベラルな自由とは異なる。それは支配の極小化を目指す以上、一方でこれは統治の必要を消滅させることに導く。これは、リベラルな自由論が統治の必要性を承認した上で、非-干渉の範囲を問うこととは異質である。他方で、「非-支配」としての共和主義的自由は、特定の善の構想を前提しないけれども、主権への実効的参加を要請する。これは、ルソーにおけるような、立法への全員参加を要請する。

つまり、ペティットは、共和主義的自由を積極的自由と区別しようとしているにもかかわらず、失敗していると、ルノーは言う。参加として自由をとらえるときには、やはり積極的自由に近いものになり、リベラルな自由を否定しかねないという問題をはらむというのである。

とはいえ、政治的リベラリズムの個人主義への「漂流」を阻止するという点で、ペティットたち「リパブリカニスト」の問題提起は重要である。問題は、政治的リベラリズムを逸脱することなく、リベラル・デモクラシーの自己矯正をどのように図るかである。あるいは、政治的リベラリズムにとどまりながら、共和主義の問題設定とどのように架橋するかである。

ルノーによれば、政治的リベラリズムは四つの基本原理がある。第一に代表

10) ポーコックとスキナーに対するルノーの批判は、S.Mesure et A.Renaut, *Alier ego, Les paradoxes de l'identité démocratique*, Aubier, 1999.

制民主主義を介した人民主権、第二に個人とその自由への価値付与、第三に国家の制限の原理、第四に宗教的・道徳的領域における価値選択に関する信念や意見に対する国家の中立性である。

問題は、このリベラリズムの原理がその固有の論理によってその原理自体を脆弱にすることである。リベラルな近代化のダイナミズムは、近代ヒューマンイズムが価値としていた「自律」としての自由を「独立」としての自由に変容させることによって、主権の行使からの諸個人の退却と後見的国家を生み出し、新たな「専制」へと導く。あまりによく知られたトクヴィルの分析に淵源を持つ分析であるが、それでは、今日、政治的リベラリズムの共和主義的な軌道修正を構想する場合、どのようなものが考えられるか。

第一は、ルソー系譜の道徳的な共和主義的リベラリズムであるが、これは「道徳的専制」の危険をはらむ。第二は、C. テイラーの「穏健なコミュニタリアン」の立場からの文化的な共和主義的リベラリズムであるが、これは集団的権利の承認によって至高の価値としての個人というリベラルな原理に抵触する。そこで、第三のトクヴィルのアソシアシオン論系譜の政治的な共和主義的リベラリズムが残る。トクヴィルの貢献は、リベラル・デモクラシーの軌道の修正を試み、アソシアシオンを、国家の制限装置としてだけでなく、市民による政治生活への参加の訓練の場所としたことである。それは、個人主義の漂流を是正し、公共生活への参加の感情を活性化するために、いっそう参加的でデモクラティックな政治構造の創出を主張するのであるが、その場合にも「正しく理解された利益」が法治国家の機能のバネとなる。

ルノーは、もちろん第三の政治的な共和主義的リベラリズムの立場に立つのであるが、今日問われているのは、リベラル・デモクラシーの軌道修正のために、どのように「参加的でデモクラティックな政治構造」を活性化させるかである。ここで、リベラリズムの側からのJ. ロールズとより共和主義に近いスタンスをとるJ. ハーバーマスとの論争に論及するのであるが、いまこの論争についてのルノーの分析を逐一辿ることはできない。ポイントだけ述べておけば、ルノーによれば、ハーバーマスは、「重なり合う合意」に関するロールズ

の議論では、この合意は諸個人の私的理性に基づく議論によってもたらされるとされており、私的理性の議論からどのようにして「公共的理性」が生じるかが説明されていないとして、より共和主義的なスタンスをとり、「公共的理性」を創設することを引き受ける「審議デモクラシー」の発展が不可欠だとする。確かに、ルノーによれば、「公共的理性」の形成の問題をリベラリズムは十分に扱っていない。そこで、ハーバーマスは、「参加手続きの政治的創設」を主張するのであるが、その場合、自由—独立という価値を自由—自律という価値のもとに置くことによって、「参加—自由」としての「自由の積極化」の展望の中に位置するのではないか。

もちろん、ハーバーマスの共和主義はルソー的ではなくて、人民主権を「脱実体化」するカント主義的なものである。したがって、リベラリズムと共和主義との距離は狭まっており「接点」を持つようになっている。

ただし、ルノーはこの「接点」は「融合」にまで至っていないと考える。審議の空間に参加を認められる議論は、審議民主主義においてはより開放的で、リベラリズムにおいては、例えば人権を侵害する可能性のある議論に対してはより強い拘束を課す傾向があるからである。

課題は残されているとしても、リベラル共和主義において、自由な人民とは、共通善の諸条件を最も良く保証する、道徳的、宗教的、哲学的信念の多元主義を基礎にした、「公共的理性」による政治的構築物である。それでは、リベラルな共和主義の立場から、フランス「共和国モデル」のリベラリズム化をどのように進めるのか。『平等と差別』と『多様性のヒューマニズム』を見よう。

3. 多様性に開かれた共和国へ—フランス社会モデルと共和国モデルの再構築

2005年秋の「郊外の危機」は、フランス式移民統合モデルの「破綻」を示す出来事として喧伝されたことは記憶に新しい。この出来事の收拾にあたり、これまでの社会モデルや移民統合モデルからの「断絶 rupture」を掲げたサルコジ内相が、2007年5月にフランス共和国大統領に選出されたことによって、フランス政治は新段階に入ったと言える。

ところで、第二次世界大戦後制定されたフランス第四共和制憲法第一条において「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的共和国である」と規定されているが、フランス社会モデルは、これに即して、疾病、老齡、失業等のリスクからの保護、家族手当、参入最低限所得（RMI）等を整備してきたものであるが、1990年代以降のグローバリゼーションによって変革の波にさらされてきた。移民「統合」モデルは、もともとの「同化」モデルを、1970年代以降の定住移民の増大による「挿入」モデルを経て、いわば両モデルを統合するようなものとして1980年代から1990年代にかけて確立したものである。

もちろんこの両モデルは別個にはなく総体として再構築される必要が生まれてきているのである。そして、社会モデルの再構築と移民統合モデルの再構築は、避けて通れない問題であることは言うまでもない¹¹⁾。今日では、近年新たに登場している社会連帯論も移民統合問題を抜きにして、論じることはできないのである¹²⁾。

（1）フランス社会モデルの再構築

『平等と差別—応用政治哲学試論』は、2005年秋の「郊外の危機」と2006年春の「CPE（初期雇用計画）の危機」を契機にして、フランスの「社会モデル」の非機能とその改革を論じたものである。ルノーによれば、今日では、資源配分の平等よりも、「社会的職業的生活に成功する能力 *capacités* の公正な配分」が問題になっており、機会均等原理に重点を置いた「社会モデル」と第三共和制期に確立された「共和主義的エリート主義」の危機が問題なのである。

「共和主義的エリート主義」は、国立行政学院等グランドゼコール出身官僚の支配を意味するのではない。第三共和政において確立された、機会均等の原理を基礎にした社会的上昇のシステムであり、それを可能にするものとして公教育を想定しているものである。しかし、この共和主義的エリート主義も、とりわけ、定住移民の子弟にとっては、公教育が「社会的職業的生活に成功する

11) 移民の「統合」をめぐる近年の動向については、宮島喬編『移民の統合と排除』（東京大学出版会、2009年）を参照。

12) 例えば、S.Paughm (dir.), *Repenser la solidarité*, Presses universitaire de france, 2007.

能力の公正な配分」実現の機能を失っているために、危機に陥っている。

そこで、アファーマティブ・アクションに軸芯をおいた平等の新しいアプローチを導入することが必要になる。それは配分的正義の実践の中に「矯正的正義」を導入するものである。配分的正義も矯正的正義もアリストテレスに由来するが、矯正的正義は、文化的・エスニックな差異に基づく不平等という不正を是正する正義である。しかし、ルノーはクォータには反対する。それは、個人ではなく集団を権利主体とするからであり、共同体主義（コミュニタリズム）の問題をはらむからである。そこで、問題は、クォータなきアファーマティブ・アクションをどのように構想するかである。それは、差異の捨象を平等としてきた共和主義的平等観を、「差異の承認に基づく平等」に改革することでもある。

これまで、ルノーは、差異の捨象を平等としてきた共和主義的平等から「差異の承認に基づく平等」を、『アルター・エゴ』におけるように、文化権という新しい人権の問題として論じてきた。ルノーは、この延長上で、「社会的職業的生活において成功する能力の公正な配分」が必要だとして、ロールズの正義論における格差原理と、A. センの平等論を検討している。ロールズの格差原理は資源配分における公正の問題を扱うが、センは何のための資源配分の公正なのかを問い、公正を、資源よりも「潜在能力 capabilities」のレベルの問題に位置づける。「潜在能力」は、資源を活用できる能力であり、人間が自己の生の質を高め、望ましい生を実現する能力である。ルノーは、ロールズ正義論を一步進めた点でセンの議論に近い立場をとるように見えるが、ロールズにしたがって、センの「潜在能力」論は、バーリンの言う積極的自由または実質的自由の観念に近づくと見る。そこから、人間本来の能力の開発が重視されれば、そこから善の構想に結びつき、「政治問題への倫理的アプローチ」に向かう危険を持つと言う。すなわち、政治的リベラリズムから抜け出す危険性を持つと言う。

そこで、問題は、政治的リベラリズムの枠内から出ることなしに、「潜在能力」の公正な配分を導入するかである。それは、結果の平等を求めることなく、

機会の平等を実質化する道であり、分配的正義から、矯正的正義へ、さらに文化的言語的不平等を矯正するための、クォータなきフランス式のアフターマティプ・アクションを導入する道である。

ルノーは、人権宣言第6条における「すべての市民は法律の前に平等であるから、自己の能力に応じ且つ自己の徳および才能以外による差別なしに、平等に、すべての公の顕職、地位、および職に就くことができる」を、大学という知の領域に拡大するという観点から、奨学金の拡充だけでなく、入学資格試験の撤廃、一般教養重視のカリキュラムに改革することを提言する。問題は、グランドゼコールを対象とした「教育優先地区 ZEP (zone d' éducation prioritaire)」のような上からの積極的差別是正よりも、大学を対象とした下からの社会経済的なポジティブ・アクションを導入することなのである。

こうして、フランス福祉国家も、ワークフェアまたはラーンフェア (learnfare) 国家へと展開するうえでも、ジャコバン的共和主義ではなく「自由主義化された共和主義」が必要だと言う。

ところで、フランス社会モデルと移民統合モデルの危機が喧伝される一方で、「多様性」の導入という言説が普及するようになる。サルコジ大統領が憲法前文に「多様性」という語を導入することを意図して、シモーヌ・ヴェイユを委員長とする委員会を設置し、憲法前文に「多様性」の語を導入することによる改正を諮問した。2008年末の委員会答申では、多様性がエスニック・アイデンティティを強化するのではないかという危惧から前文改正が結局見送られたのであるが、フランス「共和国モデル」の改革において「多様性」はきわめて重要な言語となっている¹³⁾。ただし、ルノーは、サルコジ大統領がすすめる「多様性」導入の試みは、2005年秋の「郊外の危機」で露になった亀裂をカムフラージュするためのものという性格が強いと考えている。とはいえ、文化権の導入、ケイパビリティの公正な配分による「差異の承認に基づく平等」を追求してきたルノーにとって、当然の論理として、「多様性」は検討対象になる。問題は、

13) この点については、M.Wieviorka, *La Diversité*, Robert Laffont, 2008.が最も包括的な分析を行っている。

「多様性」に開かれた共和国への変容をどのように推進していくかであるが、これを題材にしたのが、最近著『多様性のヒューマニズム—アイデンティティの脱植民地主義化』（2009年）である。

（2）「多様性」の問題

『多様性のヒューマニズム』は四百数十ページに及ぶ大著であるが、「多様性」のイデオロギー性を批判の組上に載せながら、「共和国モデル」の改革を論じたものである。

ルノーによれば、2000年11月、ユネスコ総会において「文化的多様性に関する世界宣言」が採択されたが、これは、文化的アイデンティティへの権利を人権の中に挿入し、世界人権宣言の人権のリストを完成するものである。これが、差異の承認ではなく、差異の捨象によって平等化を進めようとしてきたフランスにおいて、市民社会の側から「多様性」を導入する動きにつながっている。フランスにおいて、「多様性」が広範に議論されるようになったのは、やはり同時期の、「差別に反対する闘争」を具体化する2001年11月6日の法律制定を契機として、企業や行政における「多様性」導入を促進する様々な憲章が策定されるようになってからのことである。

しかし、ルノーの見るところ、ナショナル・アイデンティティの強化を唱える一方で「多様性」の促進を推進しようとするサルコジ大統領の戦略には「畏」が潜んでいる。また、企業が「多様性」導入に積極的なのは、国際競争の中で企業イメージを向上させようとする意図が潜んでいる。いわば「多様性のイデオロギー」が上昇しているのであるが、他方で、時代精神は「他者と異なるアイデンティティ」の承認については明確な意識を持っていない。普遍性への愛着は根強く、逆にエスニックなアイデンティティの表明への恐怖もまた根強いのであり、エスニック・アイデンティティは共和国の価値にとって危険であるという信念は強固である。だが、それは、共和主義とはナショナル・アイデンティティのモデルを普遍的なものとして確立する古いナショナリズムの別名ではないのか、フランス共和国が志向してきた「共和主義的メルティングポット」にはその文化と価値を強制する植民者の身振りが持続しているのではない

のか、という問題を生む。そうだとすれば、マイノリティ集団にとっては「アイデンティティの脱植民地化」が不可欠である。

問題は、ネオ・リベラルな観点から、生産性向上や企業イメージ向上のために「多様性」を促進するのではなく、「アイデンティティの脱植民地化」を推進するために「人権」の哲学の観点から「多様性」ととらえることなのである。

1) 植民地主義の総括

ルノーは、このような角度から、フランスの植民地主義の歴史を的に総括する。

フランス共和主義は、人間の尊厳の尊重はアイデンティティの差異の無視を必要とするという観点から、皮膚の色の無視（カラー・ブラインド）を良しとしてきたし、今日でもエスニック統計には批判的である。他方、差異の尊重こそ人間の尊厳にかなうとする立場は、差異の無視と排除こそ差別の根源にあるとする。前者は平等を価値とし、メリトクラシーの実現を要請する。後者は多様性を価値とし、より実質的な公正を要請する。この二つの要請を調整することが問題なのであるが、その場合、多様性は価値として、人類の固有の富としてとらえる必要がある。

では、近代人は人種的差異に対してどのようなまなざしを向けてきたか。

啓蒙期には博物学者ビュフォンは、「白は人間の基本的な色」であり、他「人種」は、温帯からの距離によってもたらされた「退化」の産物であると考えた。ここから、ドイツの生物学者J.F.ブルマンバッハは、人類の単一性を前提として、エスニックな多様性は、気候等の偶然的要因によってのみ生まれたと考える。これによって、人種主義を免れていた訳だが、逆にこの見方は多様性を「退化」の産物と考えるから、多様性に価値をおかない。

多様性を「退化」と見る見方を放棄することは、人種の根本的異質性を認めること、つまり人類の統一性や普遍主義を放棄することになるのだろうか。普遍主義を放棄せず、「退化」という見方を克服しようとしたのは、カントである。カントは、『様々な人種について』（1775-1777年）、『人種概念の規定』（1785

年)の中で、白人、黄色のヒンドウ、黒人、赤銅色のアメリカ人を区別する。しかし、この四人種が異なった四つの起源を持つことを否定する。つまり、人種主義を否定し、人類の起源の単一性を主張する。他方で、人種の多様性を「退化」の産物と見る見方も拒否し、この多様性は根源において胚の状態で含まれており、環境への適応の必要が、この胚の豊かさを現実化した。

この人類の統一性のテーゼを維持しながら、人種の多様性を歴史の産物と見る見方からは、多様性が価値であるという見方が生まれる。これを「多様性のヒューマニズム」とルノーは呼んでいる。

もちろん、ヨーロッパ及びフランスの植民地主義は、この「多様性のヒューマニズム」を根本的に否定したものである。

ルノーは、17世紀スペインにおけるカトリックの司教ラス・カサスの平和的植民地化論の挫折を分析しながら、植民地化と国民国家の構築の相即不離を、我が国の「国民国家論」¹⁴⁾のようなスタイルで描き出す。また、フランスの植民地化を、人間の多様性の根本的縮減と同質化としての奴隷制を基軸としたフランス革命以前の植民地主義と、奴隷制廃止をはさむフランス革命以後の奴隷制なき植民地化の歴史を検討するが、その詳細の紹介は割愛する。ここでは、J. フェリーによって進められた、新しい植民地拡大政策と1896年の大学改革が完成する国民教育の新システムとは照応関係にあり、共和国はこの二つの企図のうえに構築されたとしていることを指摘しておきたい。

さて、第二次世界大戦後の脱植民地化についても、独立、統合による自律性の道、同化の道という多様な経路について、ルノーは分析しているが、同化や統合による脱植民地化の場合でも、また独立による脱植民地化の場合でも、植民地化は多様な形で、変形しながら持続していると、さながらポスト・コロニアリズムのようなスタイルで分析し、「アイデンティティの脱植民地化」の必要性を強調している。

ところで、フランスにおいては、トクヴィルが言うデモクラシーのダイナミ

14) 西川長夫『国民国家論の射程』(柏書房、1998年)、同『フランスの解体?』(人文書院、1999年)等を参照。

ズム、または個人主義化の論理によって、平等化は、文化的アイデンティティへの権利の平等の要求に発展するのであるが、この10年間に、それは「人間の多様性」の承認要求へと変容してきている。問題は、フランス共和国モデルが掲げた普遍主義が同化主義をもたらしたことを批判しつつ、アイデンティティへの権利と「多様性」に「開かれた普遍主義」への筋道を探ることなのである。

2) 「多様性」とクレオール

先に触れたように移民統合モデルの再構築と「多様性」導入を推進するサルコジ大統領は、就任後、「統合、移民、ナショナル・アイデンティティと連帯発展省」を創設した。しかし、そこには三つの問題があるとルノーは言う。

第一に、移民とナショナル・アイデンティティを結びつけることにより、ナショナル・アイデンティティを、多様性の諸要素の純化によって考えられ実践されるべきものと考えている。それは「フランス人」とは何かという問いへの独特のアプローチを含む。

第二に、1990年代に登場した「共同発展 *codéveloppement*」という語は、「連帯発展」という語に置き換えられた。「共同発展」は、アフリカ系移民組織が用いた言葉であるが、「連帯発展」は移民統制と結びついて、移民送り出し国からの移民流入を制御するという意図と結びついている。

第三に、ナショナル・アイデンティティにおけるアイデンティティをリジッドに固定的に考えている。アイデンティティは流動的で、常に生成の過程にあるものであり、特にグローバリゼーションの時代にはそうである。「リキッド・アイデンティティ」の時代に、ナショナル・アイデンティティを制度化しようとするのは、時代錯誤的である。

しかし、他方で、サルコジは「多様性を祝福」するのであり、そこには真剣味が欠落しているというのである。

ルノーにとっての問題は「多様性」を人権の哲学の観点からとらえることである。それはアイデンティティの「脱植民地化」を意味し、「多様性に開かれた普遍主義」を確立することを意味する。ルノーは、ニーチェ、ハイデッガー、

フーコー、リオタールたちの反普遍主義または相対主義のアポリアを指摘しながら、フランス共和主義のドグマティックな普遍主義と、ドグマティックな差異主義との二項対立を超える地平を、カントとフィヒテの「批判的啓蒙」に求め、そこから「批判的普遍主義」の立場を導こうとする。この立場においては、普遍性は、差異を否定するのではなく、差異をその条件として承認する。そして、人間の解放は、あらゆる自然主義化からの解放として、自律性への道を開くものであり、真の普遍性を、本質なるものの共有からなる「全き普遍性」としてではなく、何らかの自然主義的決定論から引き離される「空虚な普遍性 *universalité vide*」と考えるのである。

それでは、多様性にかかれた普遍主義をどのように具体化し、文化的多様性の促進を相対主義に陥らずに行うか。

ここで、有力な選択肢として取り上げられるのが、クレオール・モデルの問題である。クレオール・モデルは、アングロサクソンの多文化主義と異なり、異質な諸文化の接触と混淆による未知の新しい何かが生まれるダイナミクスを重視し、「文化的混淆 *métissage culturel*」をキーワードとするものである¹⁵⁾。

さて、ルノーによれば、クレオールという語は、「育てる」という意味のラテン語の *criare* に由来し、もともとは、カリブ海の奴隷制植民地において、原住民やアフリカから移送された黒人とは異なる、ヨーロッパ出自で現地生まれの白色人種の子供を意味した。その後、クレオールという語は、植民地で生まれた者に拡大され、黒人をも包摂するようになった。こうして、人種問題を孕んでいたものの、共同体の一形態を意味するようになる。そこでは、主人と奴隷との関係においても共通言語が生まれる。クレオール語は、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、英語等主人の言語の単純化と黒人奴隷の言語の混淆から生まれた共通言語に発したものであり、その後の奴隷制廃止を経て、今日では127のクレオール語が、1,000万人のクレオール語話者が存在する。

このようにして、今日、クレオールは、特定のエスニックな根（ルーツ）に

15) 三浦信孝「クレオール化の政治哲学—共和国・多文化主義・クレオール」、三浦信孝編『来るべき〈民主主義〉』、藤原書店、2003年。

対応するエスノ人種的類型としてではなく、言語に準拠することによる文化的多様性の人間空間を意味するようになっている。そして、クレオール・モデルが文化的多様性の豊かな将来を約束するものと主張されている。

このクレオール・モデルの提唱者に、A. セゼール、E. グリッサンたちがいるのであるが、ルノーはとりわけグリッサンの「クレオール化 *créolisation*」の主張に注目して分析を加えている¹⁶⁾。「クレオール化」論は異質な他者との出会いによる変容の永続性を強調するものであるが、これに対するルノーの評価はかなり高い。しかし、それがフランスを含めてどこにおいても適用可能かどうかという点では懐疑的である。

グリッサンは、ドルーズ、ガタリの『千のプラトー』（1980年）に依拠しながら、ナショナル・アイデンティティやエスニック・アイデンティティを、木（ツリー）を支える根（ルーツ）になぞらえ、クレオールを、根茎（リゾーム）型の網状組織になぞらえる。そして、クレオールは、単一の根を持つアイデンティティではなく、リゾーム的アイデンティティあるいは「関係のアイデンティティ」によって特徴づけられ、永続的に変容するものであると言う。だが、「クレオール化」を人間社会全体に広げた場合、文化的配合または文化的混淆の観点からの集団的アイデンティティの構想は、それぞれのアイデンティティの消滅と同化を意味するのではないか。これは文化的多様性の促進と矛盾しないのか。

これに対して、グリッサンは、諸文化間の関係が文化の純粋な融合になることを忌避して、諸文化間には「不透明性の次元」も必要だという答えを用意しているが、これはクレオール化への制限を意味するのではないか。

また、グリッサンは、「関係としてのアイデンティティ」の表象においても、複数のリゾーム、あるいは「それ自体の中でも、また相互においても多様化する」アイデンティティの複数性はあると考えなければならないと言う。ここで

16) さしあたり、エドアル・グリッサン『〈関係〉の詩学』（管啓次郎訳、インスクリプト、2000年）、『全一世界論』（恒川邦夫訳、みすず書房、2000年）、『多様なものの詩学』（小野正嗣訳、以文社、2007年）、参照。

も、グリッサンは、リズムも他のものと「隣合う」根を持つとするから、アイデンティティの複数の根（ルーツ）を必要だと認めざるをえない。これはやはり、「クレオール化」の限界を意味するのではないか。

こうして、「クレオール化」は一方では、アイデンティティの多様性の解体によって、「同一者 *le Même*」の一方的勝利を呼び起こすか、あるいはこれを避けるために、根（ルーツ）の個別形態の必要性を再導入することにならないか。また、「クレオール化」は、ルノーによれば、大陸と異なり文化接触の起こりやすい島嶼であったとか、多くの異なった言語集団に属する黒人奴隷の移入といった特定の地理的歴史的条件において生まれたものであり、普遍化することは難しいのではないか。さらに、「クレオール化」は現実に対する批判的基準としての意味を持ちえても、反就職差別政策のような具体的政治（政策）に翻訳することは困難ではないのか。こうして、ルノーは、フランスにおける「クレオール化」には懐疑的である¹⁷⁾。

では、フランスにおける「多様性」の導入の展望はどのようなのだろうか。ルノーは、近年相次いで制定されている憲章自体の意義は否定しない。これらは、国家の側から促進されたのではなく、市民社会から起こってきたという点は積極的に評価されるべきものなのである。問題は、市民社会から起こってきたこの動きが、「多様性」を人権の観点から確立するに至っていないことなのである。そして、この「多様性」の導入を実効的にするためには、『平等と差別』で述べられた大学改革とともに、学校においてさらに家庭において「多様性における他者の尊重」の倫理を修得させることが必要である。その場合同時に、文化的アイデンティティへの権利が承認されるためには、文化的アイデンティティは個人に強制されるものであってはならず、選択されたものであること、「選択されたアイデンティティ *identité choisie*」であることが必要なのである¹⁸⁾。

17) 日本におけるクレオール論の代表的論者である三浦信孝にも論及するのであるが、日本においてもクレオール化は困難であろうと述べている。なお、三浦のクレオール論については、三浦信孝、前掲論文を参照。

18) この点は、『アルター・エゴ』で確立された個人の権利としての文化権論の延長にある。

結びにかえて

ルノーの応用政治哲学は、政治的リベラリズムの立場から、フランス「共和国モデル」の「多様性に開かれた共和国」への変容を構想する点で、示唆的である。

我が国では、ルソー＝一般意思モデルと呼ばれる国家と個人の対立構造を核とするフランス「共和国モデル」の意義を強調する立場もあるが¹⁹⁾、グローバリゼーションと個人の自己責任を強調するネオ・リベラリズムの浸透のもとでは、「強い国家」の実現可能性は低いであろうし、逆に、中間集団から解放され、国家に対峙する強い個人を強調することが、ネオ・リベラリズムの自己責任論に近づく可能性がなきにしもあらずである。

実際には、本論文の冒頭でも触れたが、「本来の共和国モデル」はフランスでは貫徹されずに、市民社会の側から異議申し立てによって中間集団を許容する「改革された共和国モデル」として共和国は確立しているのであり、それが今日「多様性の共和国」への変容を問われていると見ることができる。しかし、このためには単一不可分性を原則とした「本来の共和国モデル」や「一般性の政治文化」がさらに変革される必要があるということであろう²⁰⁾。

ルノーの場合は、フランス「共和国モデル」の硬化現象を、経済的リベラリズムの立場からではなく、政治的リベラリズムの立場から改革し、また文化的アイデンティティあるいは「多様性」への権利を人権の哲学の立場から「共和国モデル」に刻み込もうとするのであり、これは「多様性に開かれた共和国」への一つの方向性を示しているように思われる。もちろん、現実にもこのような方向を辿るかどうかは今後の問題である。

〔小西中和先生には、名古屋大学大学院法学研究科時代から、様々な御指導と御教示をいただきましたことに、感謝申し上げます。〕

19) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』（東京大学出版会、1994年）。

20) 拙稿「フランス「共和国モデル」の現在」（『思想』、2009年4月）参照。

The French Republic Faced with Diversity —Alain Renaut's Philosophy of Applied Politics

Tadaaki Kitagawa

Abstracts

The aim of this study is to analyze Alain Renaut's philosophy of applied politics and to examine the problems of a contemporary French Republic faced with the integration of immigrants. The general feature of Renaut's philosophy of applied politics is to develop John Rawls' second principle of justice and to apply it to the problems of the cultural rights of ethnic minorities in contemporary France. Moreover, he criticizes the Jacobin republicanism of R. Debray and others in France and the works of J.G.A Pocock and Q. Skinner in England, and proposes an alternative interpretation of the history of republican thought. In addition, he pursues the possibility of reforming French republicanism from the standpoint of political liberalism. Through this study of the recent works of A. Renaut, both the future direction and the possibility of reforming the French republican model will be considered.